

令和3年4月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(4)記載の原処分取消しを求めるということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、健康保険法(以下「健保法」という。)及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)上の適用事業所(以下、単に「適用事業所」という。)であるa森林組合と称する事業所(以下「本件事業所」という。)の事業主である請求人に対し、日本年金機構(健康保険及び厚生年金保険の被保険者(以下、健康保険に係るものを「健保被保険者」、厚生年金保険に係るものを「厚年被保険者」といい、両者を併せて「健厚被保険者」という。)の標準報酬月額(以下、健康保険に係るものを「健保標報月額」、厚生年金保険に係るものを「厚年標報月額」という。)の決定及び改定に係る厚生労働大臣の権限に係る事務を受任している。以下「機構」という。)が、後記2(4)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、本件事業所の事業主である。
- (2) 請求人は、機構に対し、令和〇年〇月〇日(受付)、利害関係人について、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬

月額算定基礎届(以下「当初算定基礎届」という。)とともに、年間報酬の平均で算定することの申立書(同月〇日付け。以下「年間報酬申立書」という。)及び「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」と題する書面(以下「保険者算定申立書」という。)を提出した。そして、請求人は、当初算定基礎届について、給与支給月を計算月で記載していたとして、機構に対し、令和〇年〇月〇日(受付)、訂正した健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「本件算定基礎届」という。)を提出した。

- (3) 機構は、上記(2)記載の各書面に基づき、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、利害関係人の標準報酬月額について、適用年月を同月として、健康保険及び厚生年金保険のいずれについても28万円と決定する旨の処分(以下「当初処分」という。)をした。
- (4) 機構は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、当初処分を取り消すとともに、利害関係人の標準報酬月額について、適用年月を同年9月として、健康保険及び厚生年金保険のいずれについても32万円と決定する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。そして、機構は、請求人に対し、原処分に係る健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書とともに、「定時決定に係る年間報酬額算定の不該当のお知らせ」と題する書面(同年〇月〇日付け)を送付した。同書面には、「令和〇年〇月〇日に届出いただきました算定基礎届について確認したところ、以下の方(注：利害関係人のほか〇名、合計〇名の被保険者整理番号及び氏名が記載されている。)については、健康保険法第44条第1項および厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)に該当しな

いので、お知らせいたします。」とされ、その理由として「申立書の内容を確認したところ、標準報酬月額における「2等級以上の差」が業務の性質上例年発生することが見込まれないため。」と記載されている。

- (5) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当事者等の主張の要旨

(略)

#### 理由

##### 第1 問題点

1 健康保険については、健保標準報酬額は、健保被保険者の報酬月額に基づき、健保法第40条第1項に掲げる等級区分によって定めるとされている(健保法第40条第1項)。

また、厚生年金保険については、厚生標準報酬額は、厚生被保険者の報酬月額に基づき、厚年法第20条第1項に掲げる等級区分によって定めるとされている(厚年法第20条第1項)。

2 そして、報酬月額の算定及び標準報酬月額の決定については、健康被保険者が毎年4月から6月までの3箇月間(適用事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満であるときはその月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額(以下、この方法による報酬月額の算定を「定時算定」という。)として、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額を決定すること(以下、この方法による標準報酬月額の決定を「定時決定」という。)を原則とするが(健保法第41条第1項及び第2項並びに厚年法第21条第1項及び第2項)、健保法第44条第1項及び厚年法第24条第1項は、健康被保険者の報酬月額が、定時算定によって算定することが困難であるとき、又は定時算定によって算定した額が著しく不当であると

きは、健保法第41条第1項及び厚年法第21条第1項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が算定する額を当該健康被保険者の報酬月額とすると規定している(以下、この規定に基づく報酬月額の算定を「保険者算定」という)。

- 3 本件の問題点は、請求人が原処分を不服としているのであるから、上記1及び2に掲示した法律の定めるところに照らして、原処分が適法かつ妥当なものと認められるかどうかということである。

##### 第2 事実の認定及び判断

1 本件記録によれば、次の各事実を認定することができる。

- (1) 本件算定基礎届には、適用年月として令和〇年9月、従前の健保標準報酬額として26万円、従前の厚年標準報酬額として26万円とされ、備考欄に「その他(出来高払)」と記載され、4月ないし6月の報酬月額等について次のように記載されている。

給与支給月	給与計算の基礎日数	報酬月額	
4月	〇日	〇〇〇,〇〇〇円	
5月	〇日	-円	平均額
6月	〇日	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円

- (2) 年間報酬申立書には、次のように記載されている。

当事業所は林業を行っており、天候や季節により作業の進捗状況に差が生じる。また、4月から6月までの間だけでなく、作業班ごとに事業地での作業出来高払いにより1ヶ月の賃金が支払われるため、賃金にばらつきがあるので、年間報酬の平均での算定にて決定していただくよう申立します。健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく保険料が高額になりますので、健

康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額」の算定の特例（年間）にて決定していただくよう申立てします。なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

- (3) 保険者算定申立書には、平成〇年7月ないし令和〇年6月の報酬月額の合計額として〇〇〇万〇〇〇〇円、同期間の報酬月額の平均額として〇〇万〇〇〇〇円とされ、同平均額に基づく健保標準月額が28万円（第21等級）、同じく厚年標準月額が28万円（第18等級）となる旨が記載されている。また、平成〇年4月ないし令和〇年6月の報酬月額の合計額として〇〇万〇〇〇〇円、同期間の報酬月額の平均額として〇〇万〇〇〇〇円とされ、同平均額に基づく健保標準月額が34万円（第24等級）、同じく厚年標準月額が34万円（第21等級）となる旨が記載されている。そして、令和〇年の定時決定に当たり、年間報酬月額の平均で決定することを希望し、請求人の申立てに同意する旨の利害関係人に係る記名及び押印がある。

- (4) 標記の社会保険審査官からの照会に対して、請求人が、令和〇年〇月〇日付けで作成した回答書（以下「本件回答書」という。）及び同回答書に添付して提出した利害関係人に係る賃金台帳（以下「本件賃金台帳」という。）があり、それぞれについて、次のとおりである旨の記載がある。

ア 本件回答書

利害関係人に係る給与支払日は、  
月末締切りの翌月〇日払い。

イ 本件賃金台帳

支給年月日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日
出勤日数	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
総支給金額	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇
支給年月日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日
出勤日数	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
総支給金額	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇
支給年月日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日
出勤日数	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
総支給金額	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇
支給年月日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日
出勤日数	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
総支給金額	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇
支給年月日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日	平成〇年 〇月〇日
出勤日数	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
総支給金額	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇
支給年月日	平成〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日
出勤日数	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
総支給金額	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇
支給年月日	令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日
出勤日数	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇
総支給金額	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇	〇〇〇.〇〇〇

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 保険者は、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第4号厚生省保険局長通知。平成23年3月31日保発0331第17号厚生労働省保険局長通知・年発0331第9号厚生労働省年金局長通知（以下「改正

通知」という。)による改正後のもの(以下「本件通知」という。))を定め、標準報酬月額の時決定時の取扱い等について定めている。そして、標準報酬月額の時決定に際し、健保法第44条第1項又は厚生法第24条第1項の規定により、保険者において算定(保険者算定)する場合は、健保法第41条第1項又は厚生法第21条第1項の規定により算定(定時算定)することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすることとして、4つの場合を掲げている。そうして、改正通知により、当該4つの場合のうち、「当年の4、5、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合」(以下、これを「追加事由」という。)が追加されているところ、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正等に伴う事務処理等について」(平成23年3月31日保保発0331第6号厚生労働省保険局保険課長通知・管管発0331第14号厚生労働省年金局事業管理課長通知)により、追加事由に基づく保険者算定についての事業主からの申立があった場合には、保険者等は、その申立が要件に該当するものであること、特にその被保険者の報酬月額の変動が、業務の性質上例年見込まれるものであるかどうかを確認することとされ、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正等に伴う事務処理等について」に関するQ & Aについて(その2)」(平成23年7月1日事務連絡厚生労働省保険局保険課通知)において、「業務の性質上例年発生することが見

込まれる」の意味は、「業種や職種の特性上、基本的に毎年4月～6月が繁忙期に当たるため、4月～6月までの期間中の残業手当等が、他の期間と比べて多く支給されることなどを理由として、例年季節的な報酬変動の起こることが想定されることをいう。例えば単年度のみなど、業務の一時的な繁忙による報酬の増加等は対象外である。」とされている。

- (2) そして、当審査会も、上記取扱いを相当としてきているところ、本件をこれに照らしてみると、年間報酬申立書によれば、請求人は、年間報酬の平均額によって報酬月額を算定することの理由として「当事業所は林業を行っており、天候や季節により作業の進捗状況に差が生じる。また、4月から6月までの間だけでなく、作業班ごとに事業地での作業出来高払いにより1ヶ月の賃金が支払われるため、賃金にばらつきがある」としており、これは、本件事業所では、林業という事業の性格上、天候や季節の影響で作業の進捗状況に差が生じ、4月から6月までの間だけでなく、月ごとの賃金の総支給金額にばらつきが生じているということと解される。また、前記1(4)ア及びイによれば、本件事業所における利害関係人に係る給与支払日は月末締め翌月○日払いとされ、それに基づき支給年月日で支給月を判断すると、平成○年については、総支給金額が多い支給月は、金額の多い順に、○月(○万○○○○円)、○月(○万○○○○円)、○月(○万○○○○円)、○月(○万○○○○円)、○月(○万○○○○円)で、最も総支給金額が少ない月が○月(○万○○○○円)となっていること、平成○年については、○月から○月までの5箇月は出勤日数が0日、総支給金額も0円で、それ以外の月で総支給金額が多い支給月は、金額の多い順に、○月(○万○○○○円)、○月、○月(○万○○○○円)、○月(○万○○○○円)、○月(○万○○○○円)

〇円)で、最も総支給金額が少ない月が〇月(〇万〇〇〇〇円)となっていること、及び、令和〇年については、〇月(平成〇年〇月〇日支給)は出勤日数が0日、総支給金額も0円で、総支給金額が多い支給月は、金額の多い順に、〇月(〇〇万〇〇〇〇円)、〇月、〇月(〇〇万〇〇〇〇円)、〇月(平成〇年〇月〇日支給。〇〇万〇〇〇〇円)、〇月、〇月、〇月、〇月、〇月、〇月(〇〇万〇〇〇〇円)で、最も総支給金額が少ない月が〇月(〇〇万〇〇〇〇円)となっていることが認められる。こうしてみると、賃金の支給実績からも、月によって賃金の総支給金額の多寡に大きなばらつきがあることは認められるものの、総支給金額の多い月は、例年同様ではなく、年によって変動があることが認められ、しかも、4月ないし6月が、他の月に比して総支給金額が例年多くなるとは認められない。そうすると、定時算定による報酬月額に基づく標準報酬月額と年間報酬の月平均額に係る保険者算定による報酬月額に基づく標準報酬月額との差は、本件通知でいう業務の性質上例年発生することが見込まれる場合に該当しないとするのが相当であるから、本件において、年間報酬の月平均額に係る保険者算定は認められないというべきである。

そして、前記1(4)イによれば、本件算定基礎届に記載の平成〇年4月から令和〇年6月までの各月の報酬月額及び給与計算の基礎日数は、本件賃金台帳に基づいて記載されたものと認められ、定時算定により求めた報酬月額の平均額は〇〇万〇〇〇〇円(≒ (〇〇万〇〇〇〇円+〇〇万〇〇〇〇円)÷2)となり、それに基づく健保標準報酬月額及び厚年標報酬額はいずれも、28万円となる。

- (3) 以上によれば、原処分は、前記1及び2に掲示した法律の定めるところに照らして、適法かつ妥当なものと認め

られ、請求人の再審査請求は、理由がなく、棄却すべきである。よって、本文のとおり裁決する。